

特 定 外 来 生 物 と は ？

「特定外来生物」とは、外来生物法(正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」)により、生態系などに被害を及ぼすものとして指定された生物です。

外来生物法では、特定外来生物に指定された生物を飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなどを原則禁止しており、違反すると罰則があります。

なぜオオキンケイギクが「特定外来生物」に指定されたのか？

北米原産のオオキンケイギクは、強健で冬季のグランドカバー効果が高く、花枯れ姿が汚くないという理由で、緑化のため道路の法面などに利用されたり、ポット苗としても生産・流通されていました。

しかし、あまりの強靱さのために一度定着すると、在来の野草を駆逐し、辺りの景観を一変させてしまう性質を持っています。

人の手でこれ以上拡げないようにするため、環境省では、平成18年2月、「特定外来生物」に指定しました。



オオキンケイギクの葉の一例

オオキンケイギク

学名: *Coreopsis lanceolata*

北アメリカ原産

特徴: 多年生草本

高さ30~70cm程度。

葉は、茎の下の方に着き、両面に粗い毛がある。花期は5月~7月頃。直径5~7cmの橙黄色の頭状花をつける。

オオキンケイギクを処理するときの注意

オオキンケイギクが庭などに生えているのを見かけたら駆除しましょう。しかし、オオキンケイギクは生きたまま移動させる、保管するなどの行為が禁止されています。

処理する際には、根から引き抜いたものを2~3日天日にさらして枯死させる等した後で、各自治体のゴミの分別方法に従って処分して下さい。場所によっては除草剤による駆除も効果的です。拡げないようにするためには、種子をつける前に駆除することが望まれます。

オオキンケイギクに似ている植物の写真等を下記から見るができます。是非ご覧下さい。

http://kyushu.env.go.jp/wildlife/mat/m_2.html (九州地方環境事務所外来生物対策のページ)

その他の「特定外来生物」や外来生物法について知りたい方は、下記の「外来生物法」のページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/nature/intro/> (環境省外来生物法のページ)